

令和3年度 第1回伊勢市農業振興地域整備促進協議会 議事概要

開催日	令和4年1月12日(水)	時間	14時00分~15時10分
場所	御園総合支所2階 講堂	出席者	別紙のとおり

事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度 農用地利用計画の変更について (2) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について 3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 伊勢市地域の農業の振興に関する計画について (2) 農用地利用計画変更の結果について 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく計画変更予定分について 5 閉会
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 (農林水産課長) <ul style="list-style-type: none"> ・委員変更があったため、紹介(世古口幸雄委員、喜早光雄委員が新たに委員となった)。 <p>※会長が議長となり進行を行う (議長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会は、伊勢市の附属機関に位置づけられていることから、会議の運営上支障が生ずる場合を除き、原則公開となる。しかし、本協議会で審議いただく内容には多くの個人情報が含まれ、公開することで個人や法人の不利益が生ずるおそれがあるため、公開しないこととする。 ・議事の概要の記録については、個人を特定できない記載にて公開する。 ・本日の出席者は、本協議会委員19名中18名が出席のため、伊勢市農業振興地域整備促進協議会規則第3条第2項により会議は成立。 ・議事録署名者として、出口勝信委員、奥山伊助委員を指名。 2 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度 農用地利用計画の変更について (事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・議案の説明に入る前に、伊勢市の農用地区域、伊勢市農業振興地域整備計画、地域農業の振興に関する計画の概要を説明。 ・今回、除外の申出は6件、編入の申出は1件ある。 <p>【除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3-1の除外目的は携帯電話基地局。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第21号に該当する、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のため、許可は不要。 ・3-2の除外目的は携帯電話基地局。施行規則第4条の5第1項第21号に該当する、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のため、許可は不要。 ・3-3の除外目的は機能回復訓練施設。農振農用地区域の端に当たる。リハビリテーションセンターの横に必要なため、代替地無し。当該地は土地改良事業の完了後8年経過地。 ・3-4の除外目的は建売分譲住宅、農振農用地区域の端に当たる。当該地は土地

改良事業の完了後 8 年経過地。以前に除外を行った土地を含めての計画のため、当該地以外に代替地はない。

- 3-5 の除外目的は農家の分家住宅、農振農用地区域の端に当たる。当該地は土地改良事業の完了後 8 年未経過地。代替地があるため、要件を満たしていないと事務局は判断している。
- 3-6 は農用地等として定めるべき土地である、農業振興地域の整備に関する法律 10 条第 3 項に非該当となると申請があった土地。周辺の農用地区域の保全整備等の状況により農用地区域と定めているため、周辺の今後の意向に変動なければ、非該当とならず、また、今回の除外要件は満たしていない。そのため、事務局は除外に当たらない判断している。

【編入】

- 編 3-1 は本人の申出による農用地区域への編入。10 条第 3 項の農用地等として定めるべき土地の要件に該当するとみている。
- 事務局としては、3-1 から 3-4、編 3-1 を認めていく方向で考えている。

(委員)

- 3-1、3-2 について、事後承認だが協議会の意味がなくなるのでは？

(事務局)

- 開発許可不要のため、承認の必要はない。事前把握は必要であるので、農業委員会と連携し把握に努める。

(委員)

- 3-6 について、この地区は地目原野がこの 1 件のみではないかと思われる。
- 3-6 について、何か建物を建てた跡があるが、これは何だったのか？

(事務局)

- 地目原野は他にもある。ただし、それらをすべて除外することになると、集団性を保つことができなくなるため、この地区の現時点においては、守るべき農地と考えている。

建てていたものの確認は、現在から確認するのは難しいが建てていたことを確認するための資料がないため、今回の除外までは至らないと判断している。

(委員)

- 農地を守っていくためにも、市で方向性を決めてもらわないと。

(事務局)

- 法律上、農用地区域の設定については決められており、整備事業等をおこなった農地等、農用地を外すことは難しい。見直しを行う際、該当地区と協議をすることとなるが、可能な範囲で整理したい。

- 「3-1 から 3-4、編 3-1」は承認として、「3-5、3-6」は不承認とする。

【異議なし】

(2) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について

(事務局)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画」に記載の内容は、(1) の全案件が入った形で作成されている。
- その他現時点で、数値の修正が可能な部分については、修正してある。
- 「伊勢市地域の農業の振興に関する計画」は、今回対象がないため変更なし。

(議長)

- ・「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」は承認する。

【異議なし】

※議事は全て終了

3 報告事項

(1) 伊勢市地域の農業の振興に関する計画について

(事務局)

- ・「伊勢市地域の農業の振興に関する計画」は、通称 27 号計画と言う。
- ・27 号計画に位置付け、除外されている案件について、地図等とともに現況について検証を行ったので確認してほしい。

(2) 農用地利用計画変更の結果について

(事務局)

- ・昨年の農振協議会でご審議いただいた案件についての結果を報告させていただく。
- ・協議会での議決どおり除外、編入が行われた。
- ・用途変更については、資料のとおり変更を行った。

4 その他

○ 都市計画法に基づく計画変更予定分について

(事務局)

- ・伊勢広域環境組合のごみ処理施設の施設更新について、関係機関等で協議を行っている。現在の隣地を含めて建設候補地となっており、隣地は農用地である。この計画については、都市計画法に基づく計画変更であり、開発許可が不要となるため、工事後の農用地計画の変更となる。

(委員)

- ・転用許可についても、土地収用法の対象事業を元に転用する場合は、転用許可なしで行える。

(議長)

- ・以上をもって伊勢市農業振興地域整備促進協議会を閉会する。

伊勢市農業振興地域整備促進協議会委員

《任期：令和2年7月3日～令和4年7月2日》

推薦母体	所 属	役職	氏名	R4.1.12 協議会
伊勢市農業委員	神社		川端 善宏	○
	四郷		泉 一嘉	○
	豊浜	副会長	中西 重喜	○
	北浜		北村 安弘	○
	城田		森川 正弘	○
	宮本		中澤 利吉	○
	二見		出口 勝信	○
	御園		森北 雅博	○
	小俣	会長	大西 正義	○
伊勢市管内 土地改良区	宮川用水土地改良区		森 圭司	○
	宮川左岸第二土地改良区		中西 善夫	○
	宮川右岸御園土地改良区		世古口 幸雄	○
	伊勢北部土地改良区		天白 和弘	
	五十鈴川用水土地改良区		上野 尚	○
	豊浜土地改良区		奥山 伊助	○
	村松土地改良区		山中 茂樹	○
	小俣町土地改良区		辻 経生	○
伊勢農業協同組合			喜早 光雄	○
伊勢市農業委員会事務局			日置 幸美	○
計			19	18

事務局

伊勢市産業観光部 農林水産課	課長	野中 孝彦
	農業振興係長	山中 強
	農業振興係	藤崎 由香